

平成 27 年 9 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市の刑法上概念の捉え方に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市の刑法上概念の捉え方について

2 質問の要旨

鎌倉市として次の一から五についてどのような概念として承知、把握しているのか、明らかにせよ。

一、正犯について

二、単独正犯について

三、共同正犯について

四、共謀共同正犯について

五、間接正犯について

以上

3 答弁を求める者

副市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行うことを検討しており、上記の一から五に該当する行為が市役所内で発生していることを把握している為、先ずは取り急ぎ、本件の速やかな答弁を求める。)